

## 第Ⅲ章 軒先瓦の構造と変遷

### 第1節 軒丸瓦・軒平瓦の変遷

ここでは、第Ⅱ章までで述べてきた軒先瓦の変遷について検討していくこととするが、まずは軒丸瓦各群の変遷について検討していくこととする。

#### 第1項 軒丸瓦の変遷

1) 植物文軒丸瓦の変遷 植物文軒丸瓦はⅠ類の花葉文軒丸瓦とⅡ類の花文軒丸瓦の2種に大別がなされた。ここでは両種の変遷について考えることとする。植物文軒丸瓦の変遷については、先に藤木氏による研究がある。氏は植物文軒丸瓦の瓦範の改変や蓮子の変化、丸瓦の取り付け位置などの製作手法に関わる型式学的な検討を通じて、植物文軒丸瓦の生産にあたっては、同時期に存在する2単位の瓦工集団が編成されていたと想定している。更に花文軒丸瓦は花葉文軒丸瓦の文様変化にともなって成立したと理解し、花葉文軒丸瓦 → 花文軒丸瓦への変遷を提示している(註49)。これらの藤木氏の見解については肯首すべき点が多く、基本的には賛成の立場にあるが、部分的には異なる見解を示すことも可能な点もあるので、以下では藤木氏の

検討を見ながら、改めて植物文軒丸瓦の花葉文軒丸瓦、花文軒丸瓦について検討しておこう。

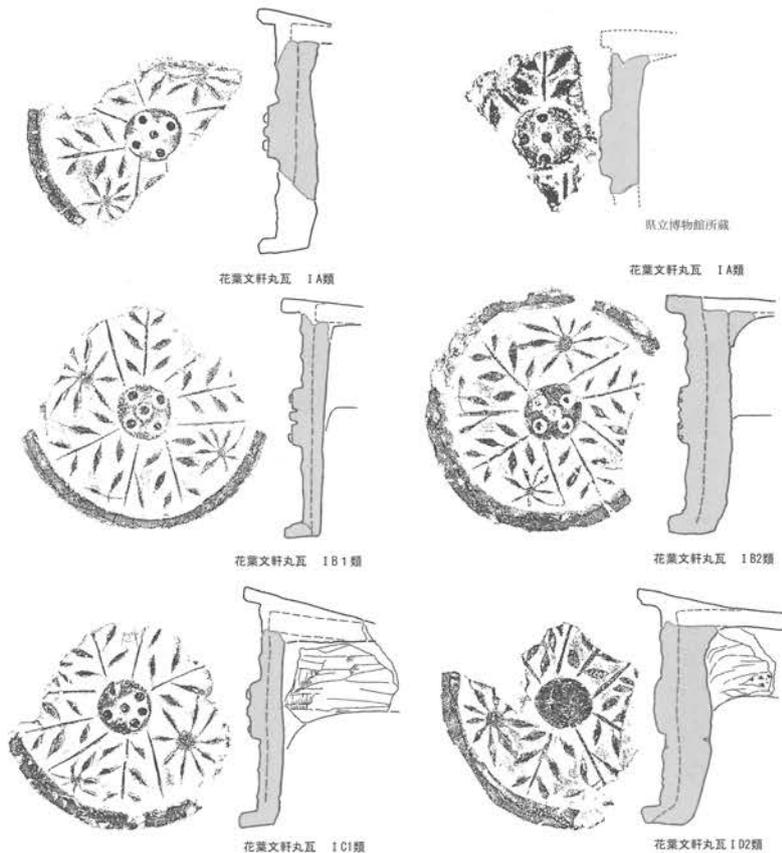


Fig63 植物文軒丸瓦Ⅰ類(花葉文)

**花葉文軒丸瓦** 先述したとおり、花葉文軒丸瓦の製作に際して使用された瓦範は1種類であったと考えられることから、瓦当面に表出した文様の相違は、瓦範の改変にともなうものであり、瓦当文様に新たな文様を加えられたものが新しく、新たな文様が加わっていないものが古いと理解できる。

この理解に基づき花葉文軒丸瓦を検討すると大きく3段階の変遷を辿る。

第1項 軒丸瓦の変遷

第1段階 花葉文軒丸瓦分類IA類は、花文の花托部分の表現が見られず、突出して表現された蓮子1+4を持つ点で、最も古い段階の瓦範を用いて製作されたと考えて間違いない。福島県立博物館所蔵資料にも中に突出する蓮子1+4をもつ資料がある。この資料は花文を残している部分は認められないが、蓮子には竹管状工具を用いた円文を付していないことからIA類に相当する可能性がある。前者は瓦当裏面にユビナデ・指頭圧痕等の調整痕を残した厚手の造りであり、後者は瓦当裏面にケズリ調整を残した薄手の造りである。つまり、第1段階には花托表現を欠き突出する1+4の蓮子構成を持つ1次目の瓦範を用いた厚手造りと薄手造りの2種類が存在していたと考えられる。この段階では蓮子が表現されないID類はみられず、周縁蓮子の追刻によって誕生するIC類も存在し得ない。

第2段階 第1段階の軒丸瓦に後出すると考えられるものが、花文の中心に花托の表現を加えたIB類である。この特徴をもつものには1+4の蓮子をもつIB1類・IB2類、蓮子表現を欠くID1類・ID2類、そして1+5の蓮子構成をとるIC1類・IC2類があるが、IC1類・IC2類は第2段階の瓦範に周縁蓮子1を追刻しているのもので後出することは明らかである、ID1類とID2類は文様の端正さを失い、加えてIA類との蓮子構成において型式的変遷に隔たりが認めら

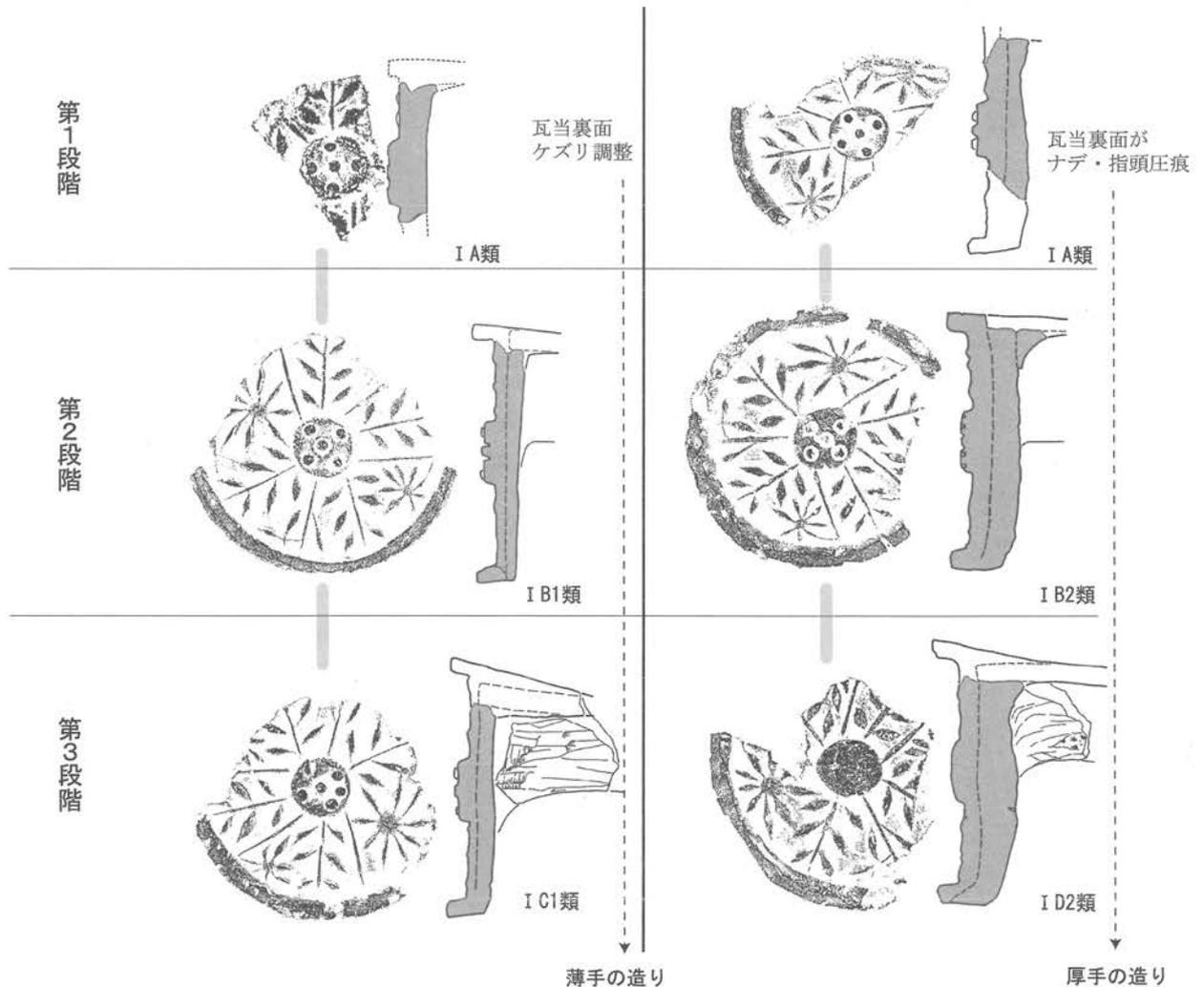


Fig64 花葉文軒丸瓦の変遷

れることから、ID1類・ID2類はIA類・IB類に後出する3段階に製作された製品である可能性が高い。すなわち、この段階はIB類が主たる型式として存在し、瓦当厚が薄く中心蓮子のみで円文刺突を加えるIB1類と、瓦当裏面が厚く蓮子の全てに刺突を加えるIB2類の2型式が共存していると考えられる。

**第3段階** 第2段階で使用された瓦範に周縁蓮子1個を追加するIC類が誕生する段階である。更に、文様の端正さを失い、そして蓮子が表現されなくなったID類もこの段階に含まれる可能性がある。

このように、花葉文軒丸瓦のなかでも古相を示す第1段階には瓦範1に対して2型式の軒丸瓦が存在し、第2段階にも第1段階の特徴を良く備えた薄手造りのIB1類と、厚手の造りとなるIB2類の2型式が存在すると理解される。この相違点は、瓦当裏面の接合粘土の付加に関連している可能性があることから、これは瓦当製作に関わる技法差が反映していると考えられる。第3段階になると前者が1+5の蓮子を創出し、後者は蓮子にケズリを加えてその表現を欠くという形に変化する。つまり、花葉文軒丸瓦出現段階から一貫して2種類の軒丸瓦が製作されていると理解されることとなる。各段階に異なる技術による2種類の花葉文軒丸瓦が存在していることは、花葉文軒丸瓦の生産には2単位の技術者集団が関与していたと理解することが可能である。

しかし、これらの花葉文軒丸瓦生産に際して使用される瓦範は、現在のところ1範が確認されているだけであるので、これらの異なる技術を保有する2単位の瓦工集団は、同じ造瓦組織の中で編成されていたものと考えられる。

**花文軒丸瓦の変遷** 花文軒丸瓦は、軒丸瓦製作に用いられた瓦範の種類により、II～VI類の5種に細分された。花文軒丸瓦に分類された資料は、いずれも出土量が少なく大部分が破片資料であるので、軒丸瓦の変遷を述べられるほどの資料は得られていない。従って、ここでは相対的な相関関係について示しておきたい。

**瓦当文様の変遷** 花文軒丸瓦は5種の瓦範が確認されているが、いずれも瓦当面に花文という特徴的な文様を配置するといった構成を保持しており、先述した花葉文軒丸瓦との強い関連性がうかがえる一群である。瓦当文様の全体構成が知られる資料は極めて少ないが、蓮子形態において先後関係が想定されるため、まずはこの点をもって検討を加える。

Fig65-2は花文軒丸瓦III類に分類された資料である。中房と蓮子の構成が判明する数少ない資料のひとつであるが、この資料を見ると中房は明確には突出しない形態を持ち、蓮子は中心蓮子と周縁蓮子の大きさが同じ1+5で構成されている。周縁蓮子は中房を4分割した位置に配置しているが、1個のみ偏った位置に置かれてい

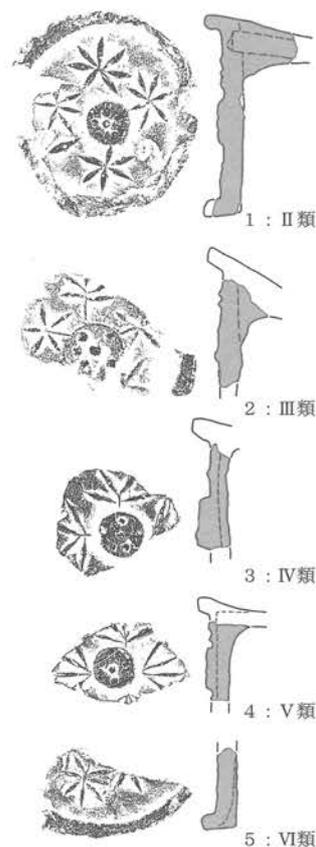


Fig65 花文軒丸瓦の分類

第1項 軒丸瓦の変遷

る。Fig65-3に示した資料は花文軒丸瓦IV類に分類された資料である。中房は円板状に突出する形状を示し、直径が小さい1+5の蓮子を持っている。これらの蓮子のうち周縁蓮子は、均一に割り付けられずに偏った配置をしている。Fig65-4は、花文軒丸瓦V類とした資料である。中房の形態は花文軒丸瓦IV類に酷似し、蓮子の大きさも類似している。蓮子の構成は中房上面にケズリにより周縁蓮子の一部を失っているため分からない。

Fig65-1は瓦当の全面を残しているII類の資料である。中房は円板状に突出し、1+5の蓮子を置いている。蓮子は中心蓮子と周縁蓮子の大きさに差がなく、中房全面に展開している。また、周縁蓮子は中心蓮子の周囲に均等に割り付けられた位置に配置された可能性が高い。

このような中房と蓮子の関係を見ると、まず最も古相を示すと考えられるのが花文軒丸瓦III類とIV類の2種である。これらは共に、均一に割り付けられた4個の周縁蓮子の間に蓮子1個を加えた1+5で構成しているが、このような蓮子配置をとる軒丸瓦は先述した花葉文軒丸瓦第3段階のIC1類とIC2類で既に見られている。花葉文軒丸瓦第3段階に位置付けられた軒丸瓦は第1段階→第2段階と順次瓦範に追刻を重ねて変遷していることから、花文軒丸瓦III類・IV類は花葉文軒丸瓦第3段階に後出すると見て良い。すなわち、花葉文軒丸瓦→花文軒丸瓦という変遷が想定され、加えて花文軒丸瓦III類とIV類は、同種軒丸瓦の中では相対的に古相を示していると理解して問題ない。この段階をもって「花文軒丸瓦第1段階」を設定する。

蓮子変化の面で花文軒丸瓦第1段階の両者に後出する可能性があるものは、花文軒丸瓦II類

とV類である。花文軒丸瓦II類は周縁蓮子が均整のとれた1+5の配置を取っており、蓮子の大きさが花文軒丸瓦III類と共通している。花文軒丸瓦V類は周縁蓮子の一部がケズリ調整により失われているが、蓮子の規模が小さい点が花文軒丸瓦IV類と類似している。このような蓮子構成の変化を見ると、花文軒丸瓦III類とIV類の2者は花葉文軒丸瓦IC1類の影響を受けて成立した可能性があり、花文軒丸瓦II類は花文軒丸瓦III類の蓮子の大きさを踏襲しながらも、その

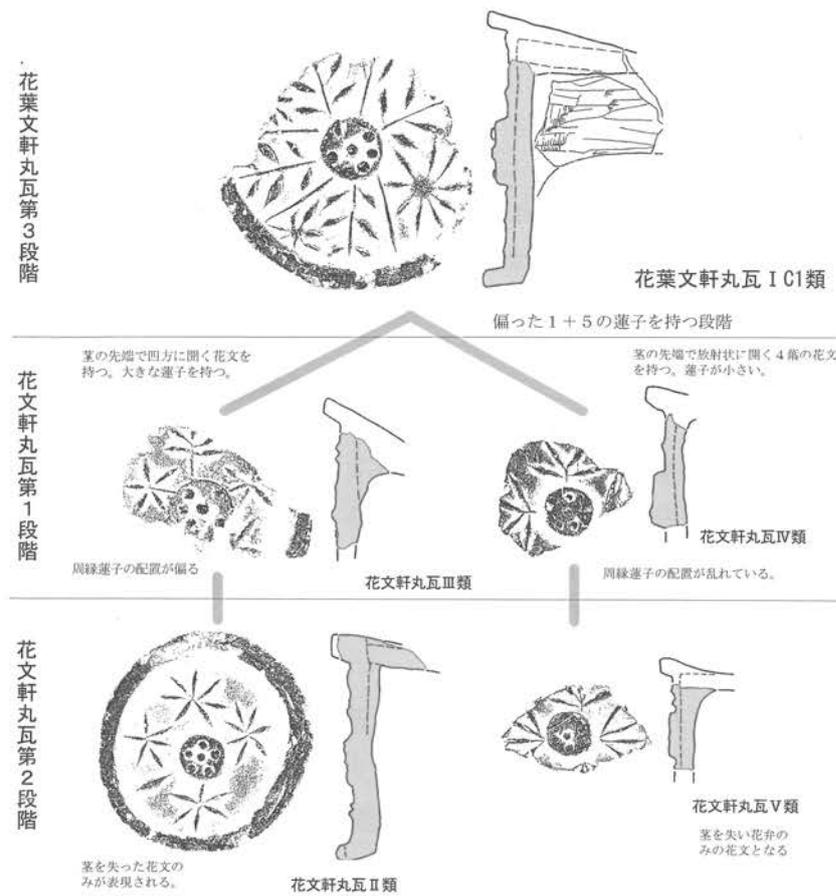


Fig66 花文軒丸瓦の変遷

配置を均等になるように作範されたと考えられ、花文軒丸瓦Ⅲ類 → 花文軒丸瓦Ⅱ類と変化し、また花文軒丸瓦Ⅴ類は蓮子の表現が花文軒丸瓦Ⅲ類と酷似することから、花文軒丸瓦Ⅲ類 → Ⅴ類と変化しているものと理解される。つまり、花文軒丸瓦Ⅲ類とⅣ類に後出する、花文軒丸瓦Ⅱ類とⅤ類の登場をもって「花文軒丸瓦第2段階」を設定したい。

次に、このような蓮子形態の変化に基づいて主たる瓦当文様となる花文の変遷を検討しよう。花文軒丸瓦Ⅲ類とⅣ類は、いずれも中房に接する茎とその先端に開く花卉をもって花文を表現している。花文は4単位もしくは5単位(註50)があり、先行して登場した花葉文軒丸瓦の花文が長く伸びた茎の先端に花文が取り付く状況と似ており、花葉文の花文を抽出したものと理解することが可能である。しかし、視点を変えれば花葉文軒丸瓦には4本の葉文が見られ、これらは中房から伸びる茎の左右に葉文を配することで表現がなされている状況から、花文軒丸瓦の4単位の花文は花葉文軒丸瓦の葉文を抽出して成立したという理解も可能である。

現段階では瓦当文様変遷については決定しがたいが、いずれにしても花文軒丸瓦Ⅲ類とⅣ類の花文軒丸瓦第1段階は、花葉文軒平瓦第3段階を直接の祖形としている可能性が高い。

花文軒丸瓦第1段階に後出する花文軒丸瓦第2段階の花文軒丸瓦Ⅱ類とⅤ類は、いずれも茎の表現を欠いた花文を持つ点で共通している。しかも、花文軒丸瓦Ⅲ類とⅡ類は大きく開く花卉が四方に広がるように表現されている点、花文軒丸瓦Ⅳ類とⅤ類は中房から周縁に向かって放射状に広がる花文を表現している点は、それぞれが共通する文様意匠を保持していると理解される。つまり、花文軒丸瓦第1段階から第2段階へ瓦当文様が変化する過程のなかで、直接の祖形とする花文の文様意匠を継承する形で作範されたものと考えられる。

**植物文軒丸瓦の変遷** これまで見てきたように、植物文軒丸瓦は花葉文軒丸瓦と花文軒丸瓦に2大別され、それぞれが徐々に変化を加えながら変遷している様子が認められた。植物文軒丸瓦が示す変化は、瓦当文様の構成が花葉文軒丸瓦から花文軒丸瓦へ変化する大きな画期と、各型式の中で徐々に変化する小画期が把握されたことになる。

まず、植物文軒丸瓦の中で花葉文軒丸ⅠA類が、最も古相に位置付けられることは間違いなく、植物文軒丸瓦の最古段階に位置付けることには問題はないであろう。花葉文軒丸瓦ⅠA類は、花葉文軒丸瓦第2段階になると花葉文軒丸瓦ⅠB1類とⅠB2類の2種類に造り分けが行われるようになる。この変化は丸瓦接合にかかる技法差が現れているものと考えられることから、この段階には少なくとも2単位の瓦工集団が存在していたものと考えられる。しかし、現在確認されている花葉文軒丸瓦にかかる瓦範は1範であることには変わりはないことから、2単位の瓦工集団それぞれが異なる瓦範を保有して花葉文軒丸瓦を生産していたと考えられる要素は認めることはできない。つまり、2単位の瓦工集団は1つの瓦範を共有する形で花葉文軒丸瓦を生産していたものと想定され、花葉文軒丸瓦のなかで瓦当を薄手に仕上げる集団と厚手に仕上げる瓦工集団の両者は、ともに同一の造瓦組織の中に編成されていたと理解しておきたい。

これらの2単位の瓦工集団は、花葉文軒丸瓦第3段階にも継続して存在しているようである。薄手の技法による花葉文ⅠB1類は、従来までの1+4の蓮子に周縁蓮子1個を加えた花葉文軒丸瓦ⅠC1類に変化し、厚手に造る技法により製作されたⅠB2類は蓮子表現を失うⅠD1類・ⅠD2

第1項 軒丸瓦の変遷

に変化している。しかし、第3段階に至っても花葉文軒丸瓦の瓦当製作に使用される瓦範は常に1範であることから、これらは同時期に存在していた可能性が高く、第3段階においても瓦

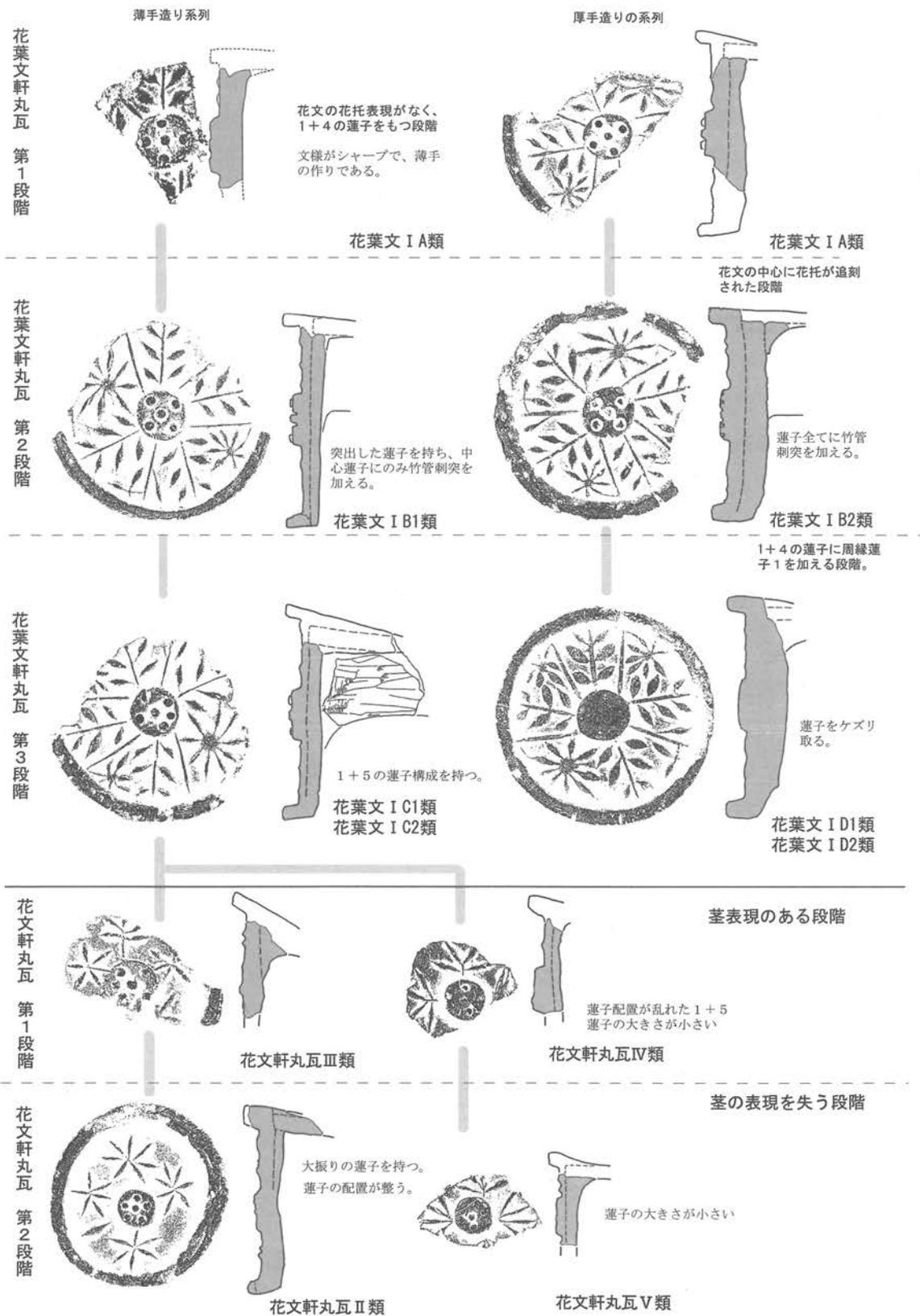


Fig67 植物文軒丸瓦の変遷

当を薄手に造るものと厚手に造る瓦工集団が存在し、この工人集団が各段階を通じて継続的に花葉文軒丸瓦を生産していると理解されることになる。

花文軒丸瓦第1段階に位置付けられた2型式の軒丸瓦は、いずれも周縁蓮子の配列が均等に割り付けられないことを特徴としている。このような特徴は花葉文軒丸瓦第3段階のⅠC1類の時点で見られていることから、花文軒丸瓦Ⅲ類は花葉文軒丸瓦ⅠC1類を直接の祖形にしていると考えることが可能である。この見解に従えば、花葉文軒丸瓦において瓦当面を厚手に造り上げたⅠB2類とⅠD1類の系列は花文軒丸瓦までは継続しなかったのであろう。

花葉文軒丸瓦ⅠC1類から派生した花文軒丸瓦には、当初から花文軒丸瓦Ⅲ類とⅣ類というように異なる文様を持つ2者が存在している。前者は瓦当面に茎とその先端で四方に向かって開く花文4単位を瓦当文様としているのに対して、後者は中房から延びる茎の先端に放射状に開く花卉を配して花文を表現している。そして、花葉文軒丸瓦ⅠC類の影響を受けたと考えられる花文軒丸瓦製作に関わる2単位の瓦工集団は、花文軒丸瓦Ⅲ類→Ⅱ類へと変化と遂げる系統と、花文軒丸瓦Ⅳ類→Ⅴ類へと変化を遂げる系統の2単位の瓦工集団の存在がうかがえる。この想定に従えば、花文軒丸瓦はそれぞれの系統に組み込まれた2単位の瓦工集団が2種類の花文軒丸瓦を造り分けていると理解されることになる。

このように、植物文軒丸瓦製作には花葉文軒丸瓦の段階と花文軒丸瓦の段階の各時期に2単位の瓦工人の存在が想定される結果となったが、花葉文軒丸瓦の段階の瓦工人は同一の範を共有しながらも異なる型式の軒丸瓦を製作しているのに対して、花文軒丸瓦は異なる瓦範を保有した2単位の瓦工集団が存在していると考えられることから、花葉文軒丸瓦と花文軒丸瓦の生産に関与した瓦工集団の編成のあり方が異なっていた可能性がある。つまり、花葉文軒丸瓦生産にかかる複数の瓦工集団は、共通した瓦範を用いた同一造瓦組織に編成された形で造瓦に関わり、花文軒丸瓦生産にかかる瓦工集団は異なる瓦範を保有する複数の造瓦組織により生産されていたものと考えられる。

**2) 単弁細弁蓮華文軒丸瓦の変遷** 単弁細弁蓮華文軒丸瓦は、泉麿寺跡以外では郡山五番遺跡から出土している。郡山五番遺跡の報文では以下のように分類がなされている。細弁蓮華文軒瓦F類は凸線で表現された細い蓮弁11葉を配置し、その中に棒状の子葉を置き、蓮弁先端は内

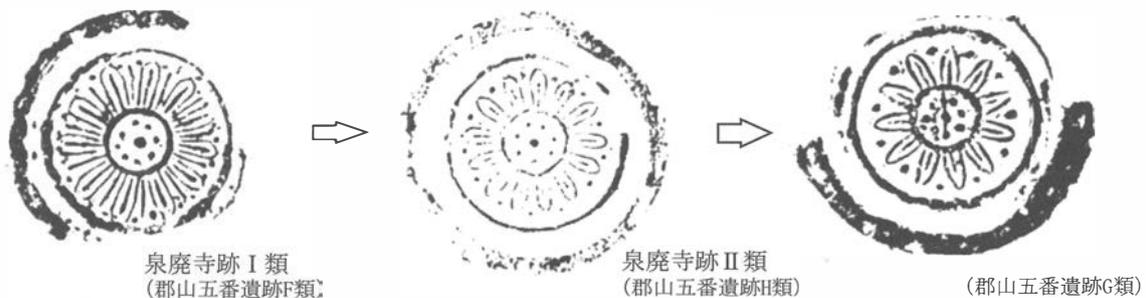


Fig68 単弁細弁蓮華文軒丸瓦の変遷

## 第1項 軒丸瓦の変遷

外区を分かつ界線に到達するものである。棒状に表現された間弁は蓮弁の先端手前まで延び、その先端左右には珠文が置かれている。中房は太い圈線により区画され、大振りの中心蓮子に小さめの周縁蓮子8個を配置する構成をもち、周縁内側には線鋸歯文が見られる。G類は11葉の蓮弁を配する資料である。蓮弁の先端は尖り気味となり、間弁表現は失われている。間弁の位置には大振りの珠文が置かれ、中房は太い圈線で区画しその内部に1+8の蓮子を配置している。蓮子は中心蓮子と周縁蓮子の規模が同じ形状である。H類は13葉の単弁を配した瓦当文様を持つが、蓮弁の先端が丸みを帯び、その先端は界線に到達しない。また、間弁の表現を失い間弁の位置に大きめに珠文1個を置くことを特徴とする。周縁は直立する素文となる。

**単弁細弁蓮華文軒丸瓦の変遷** このような文様上の特徴から、佐川氏は以下のような変遷を提示している(註51)。すなわち、蓮弁の形状が整い、間弁・中房・外区内外縁の文様要素が揃っているF類が最も古相を示し、間弁を失い弁端の形状が不均一となるが、そのほかの要素はF類に酷似するH類がF類に後出し、G類は蓮弁の形が最も不均等となり間弁と外区内外縁の文様要素を失っていることから最も新相を示すというものである。つまり、F類→H類→G類の順に変遷することを指摘している。

**泉廃寺跡出土例の変遷** 泉廃寺跡では郡山五番遺跡G類を欠いたF類・H類に相当する2種類が出土しているが、文様全体が判明する資料はないため、佐川氏の提示した変遷について異なる見解を示すことは困難であり、郡山五番遺跡の変遷がもっとも整理された内容であると考えられる。従って、本報告では以上のような変遷に従い、郡山五番遺跡F類=泉廃寺跡I類→郡山五番遺跡H類=泉廃寺跡II類という変遷を確定しておきたい。

**3) 有蕊弁蓮華文軒丸瓦の変遷** 有蕊弁蓮華文軒丸瓦は、周縁と瓦当を界線で区画し、弁端の切れ込み表現と弁間に楔形の間弁を表現するI類、界線と間弁表現を欠き、蓮端が尖り周縁に到達しているII類、そして蓮弁に内部に2本の蕊を加えたIII類である。

有蕊弁蓮華文軒丸瓦のように、蓮弁の内部に蕊を表現するという共通する意匠をもつ瓦群を検討した藤木氏は、陸奥国南部の一部の地域間で展開する有蕊弁蓮華文軒丸瓦の起源を黒木田遺跡Ac類に求めている。泉廃寺跡I類の弁間にある間弁表現は、植松廃寺跡出土軒丸瓦に見られた一蕊の間弁の弁端に見られる切れ込み表現が痕跡として残ったものと理解し、泉廃寺跡A

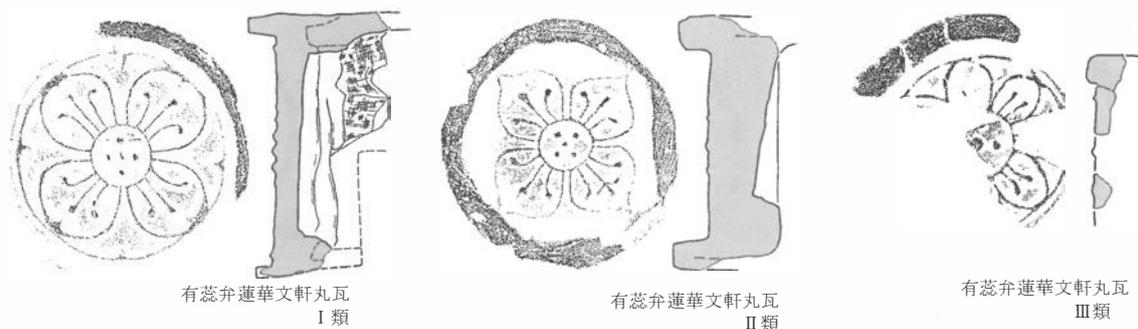


Fig69 有蕊弁蓮華文軒丸瓦の分類

類（Ⅰ類）の直接の祖形を植松廃寺跡出土の有蕊弁蓮華文軒丸瓦と考えている、つまり黒木田遺跡Ac類→植松廃寺跡例→泉廃寺跡A類へと変遷すると考えている（註52）。

**有蕊弁蓮華文軒丸瓦の変遷** 有蕊弁蓮華文軒丸瓦はⅠ～Ⅲ類のうちⅠ・Ⅱ類の二者は、瓦当文様に凸線表現された蓮華文を瓦当面に大きく配置し、その内部に3本の蕊を加え、圏線で区画した中房に1+4の蓮子を置くという共通した文様意匠をもっている。しかし、Ⅰ類は内外区



Fig70 有蕊弁蓮華文軒丸瓦の変遷

を分かつ界線を明確に表現し弁間に楔形の間弁表現を備えているが、Ⅱ類ではそれらの要素は見られない。つまり、Ⅱ類はⅠ類の文様要素の一部が失われる形で作範されたと理解されることから、Ⅰ類→Ⅱ類という変遷が想定される。Ⅲ類は不明な点が多くあるが、凸線で表現した圏線で中房を表し、その内部に大振りの中心蓮子と小振りの周縁蓮子を置いている。瓦当面には6葉ないしは8葉と推定される花卉を配置していると推定される。周縁近くには内外区を分かつ圏線をもっている点ではⅠ類に近い。しかし、弁間の楔形の間弁表現は失われていることから、有蕊弁蓮華文軒丸瓦Ⅰ類よりも後出する様相が強いと言える。また、瓦当文様が6葉花文もしくは8葉花文というように花卉の数が増加する点や、中心蓮子と周縁蓮子の大きさが異なっているという様相を見れば、この段階で新たな文様要素が加えられて作範された可能性も想定しておかなければならない。

以上の検討に従えば、有蕊弁蓮華文軒丸瓦Ⅲ類はⅠ類よりも後出し、Ⅱ類と併行する時期、もしくはやや先行する時期に位置付けておくがⅡ類の直接的な祖形はⅠ類と考える。

**4) 素弁蓮華文軒丸瓦の変遷** 素弁蓮華文軒丸瓦は2点の出土が確認されている。Ⅰ類は町地区から出土し、Ⅱ類は町池地区からの出土である。

この2点の素弁蓮華文軒丸瓦は、瓦当面に創出された瓦当文様の相違は明らかである。すなわち、素弁蓮華文軒丸瓦Ⅰ類は弁形が乱れた形態の蓮弁8葉を配し、間弁の先端には珠文が置かれている。中房は扁平ながら突出する素文の形態を保持している。この軒丸瓦は、郡山五番遺跡からの出土が確認されており、先述した単弁細弁蓮華文軒丸瓦と同様の供給関係を持っている。素弁蓮華文軒丸瓦Ⅱ類は、蓮弁の両側辺に凸線表現が見られ、各蓮弁がこの凸線により連結される文様意匠を持っている。現段階では、その系譜や年代的な位置づけは困難である。

泉廃寺跡から出土した2種類の素弁蓮華文軒丸瓦については、その出土量の少なさや、文様上の特異性から、この2種の先後関係を決定することは難しい。しかし素弁蓮華文軒丸瓦Ⅰ類が郡山五番遺跡では8世紀代に位置付けられ、町池地区から出土したⅡ類は、町池地区からは

## 第1項 軒丸瓦の変遷

8世紀後半以降の遺物は出土しない傾向にあることから素弁蓮華文軒丸瓦の下限は8世紀前半の年代幅の中で収まる可能性がある。従って素弁蓮華文軒丸瓦Ⅰ・Ⅱ類とも8世紀前半の年代が与えられ、ほぼ同じ時期に存在していた可能性がある。

5) 単弁蓮華文軒丸瓦の変遷 単弁蓮華文軒丸瓦は館前地区からの1点の出土が認められているだけであるので、詳細は不明である。しかし、本遺跡では他に類例のない推定単弁八葉蓮華文軒丸瓦であることや、蓮弁の先端が尖り、その中に見られる子葉が大振りであるという文様の特徴を見ると、仙台郡山遺跡や陸奥国府多賀城跡などから出土する重弁蓮華文軒丸と呼ばれる軒丸瓦に近い瓦当文様を持っている(註53)。

本来、仙台郡山遺跡官Ⅱ期官衙や郡山廃寺・多賀城創建に用いられた単弁蓮華文軒丸瓦は、内藤政恒氏により通常蓮子の置かれる中房内に小さな4枚の蓮弁が配置され、弁区の中央に近い部分にも大振りの子葉を4枚、その外側で大きく開いた8葉の蓮弁を置いて三枚の蓮弁が互いに重って見えるように創出された瓦当文様をもつものとして「重弁蓮華文軒丸瓦」と呼称され、陸奥国府多賀城の所要瓦として位置付けられている(註54)。

泉廃寺跡出土例は、蓮弁の形状を見る限り先述した重弁蓮華文軒丸瓦に含まれる可能性があるものの、蓮子の形態を含んだ検討は困難であるので、便宜上単弁蓮華文軒丸瓦と呼称した。

このように、単弁蓮華文軒丸瓦は陸奥国府多賀城跡、もしくは仙台郡山遺跡に見られ広義の重弁蓮華文軒丸瓦に通じる文様を持っており、この瓦のもつ意義は大きい。本項では、各群内における変遷過程を整理しているので、本瓦群の位置付けについては、第三章で後述することとする。

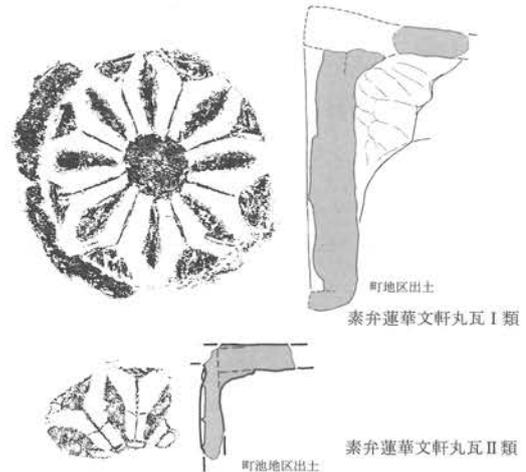


Fig71 素弁蓮華文軒丸瓦



Fig72 単弁蓮華文軒丸瓦

第2項 軒平瓦の変遷

1) 重弧文軒平瓦 重弧文軒平瓦は軒平瓦の中では最も多くの資料が出土した。これらの重弧文軒平瓦の変遷については、先に藤木 海氏による研究がある(註55)。藤木氏は重弧文軒平瓦の顎面施文A(本報告の顎面施文1)をもつ三重弧文軒平瓦と、顎面施文B(顎面文様2)を持つ四重弧文軒平瓦・五重弧文軒平瓦の2つの組列を認めている。ここでは、この藤木氏による研究に基づき、重弧文軒平瓦の変遷を検討してみよう。

**顎面文様の検討** 重弧文軒平瓦の顎面にはヘラ描きもしくは櫛描きによる文様が施文されている。この顎面文様は、使用される工具ならびに手法から以下の4種に区分される。

【顎面文様1】 平行する3条の横線を挽くことで上下3段の横位区画帯を創出し、これに左右に下がる斜線を組み合わせることで、上下に並ぶ三角文を3段に描くものである。横位文様帯の各段には竹管状工具による円文を不規則に配している。

【顎面文様2】 平行する3条の横線を挽いて横位区画帯を描き、これに左右に下がる斜線を組み合わせて上下に並ぶ三角文を描くものであるが、斜線の開始ならびに終了地点は顎面に挽いた横線で完結させるため、結果的に文様区画帯は2段で構成されることとなる。また竹管状の

円文は横線ならびに斜線が交わる点に置く。

【顎面文様3】 櫛歯状工具により間隔を空けた横線を2条挽き、その間に2段の波状文を充填するもの。円形竹管文は失われている。

【顎面文様4】 2条の横線は描かれずに2段の波状文を描くものである。

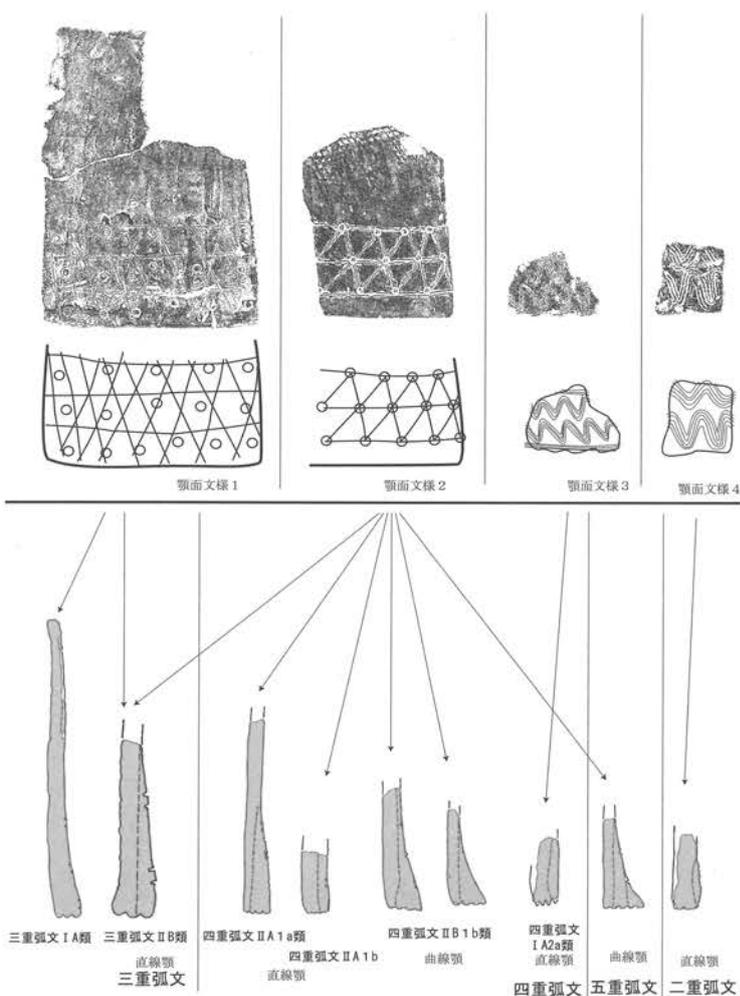


Fig73 重弧文軒平瓦の相関関係

**重弧文軒平瓦の変遷** 先述したように瓦当の重弧文の凸線数を数えた場合、二重弧文・三重弧文・四重弧文・五重弧文の4種に大別されるが、三重弧文は2種、四重弧文5種、二重弧文・五重弧文は各1種の合計9種の挽型を用いて施文していることが確認されている。

Fig73は顎面文様と顎部断面形、そして瓦当文様を整理した

第2項 軒平瓦の変遷

ものである。この図を見ると、顎面文様1は三重弧文軒平瓦のうち重弧文の凸線幅が均一となっているIA類に採用され、顎面文様2は三重弧文軒丸瓦のうち重弧文の凸線幅の中央の1条が広く、上辺・下辺の2条が狭いII B類から四重弧文軒平瓦各類、五重弧文軒平瓦の間で採用されていることが判明する。また、顎面文様3は四重弧文軒平瓦、顎面文様4は二重弧文軒平瓦にもなっている。顎部断面形は直線顎と曲線顎の2種類があり、直線顎は二重弧文軒平瓦と三重弧文軒平瓦・四重弧文軒平瓦の一部に採用され、曲線顎は四重弧文軒平瓦の一部・五重弧文軒平瓦で採用されている。

軒平瓦を構成する要素をもとに重弧文軒平瓦の変遷を検討すると、まず顎面文様2は均整の取れた文様構成を持っている点で、重弧文軒平瓦の中でも相対的に古式の様相を保持している

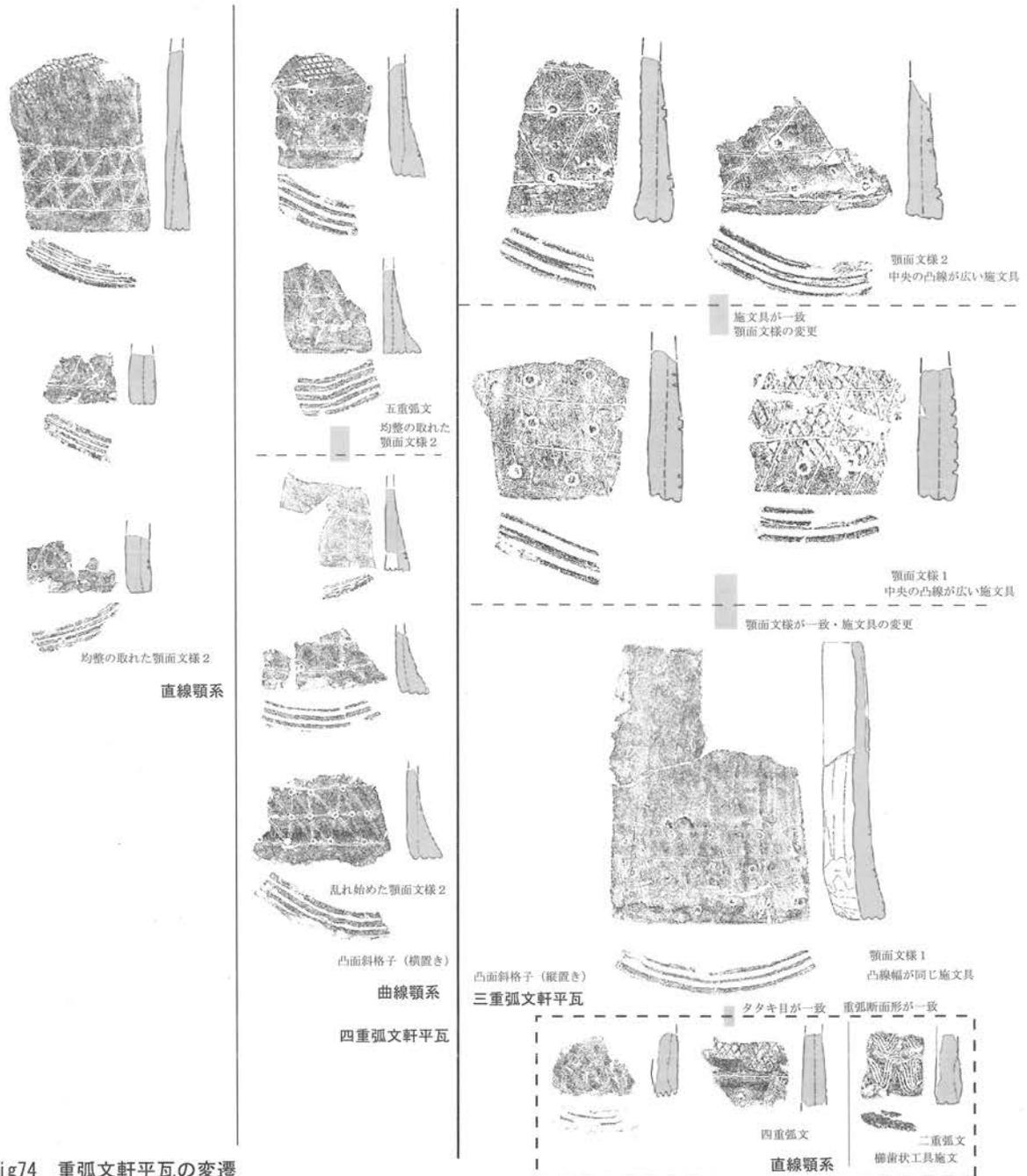


Fig74 重弧文軒平瓦の変遷

ものと評価して良いであろう。この段階には三重弧文軒平瓦と四重弧文軒平瓦・五重弧文軒平瓦の3種類が認められるが、顎面文様2をもつ三重弧文軒平瓦は直線顎で、四重弧文軒平瓦には直線顎と曲線顎の2種類が存在している。四重弧文軒平瓦の直線顎と曲線顎は、共に共通する斜格子タタキ目を保有しており、これらの生産に際しては同一の瓦工集団が関与していた可能性が高い。従って、重弧文軒平瓦の古い時期に位置付けられる顎面文様2が施文される段階には、三重弧文軒平瓦を生産するグループと、四・五重弧文軒平瓦を生産するグループの二者が存在し、後者は四重弧文軒平瓦の直線顎と曲線顎の2つの製品を造り分けていたのであろう。先述したように三重弧文軒平瓦の顎面文様は2種類、重弧文は2種類が存在しているが、古相を示すと考えられる顎面文様2には重弧文の凸線幅が異なる挽型が用いられており、これに後出する顎面文様1には、重弧文凸線幅が異なる挽型と、近似する挽型を用いているものの2者が存在していることから、相対的には凸線幅が異なるものが古く、凸線幅が近似するものが新しいと理解される。つまり、顎面文様2＋中央の弧線が広い→顎面文様1＋中央の弧線が広い→顎面文様1＋近似する弧線の順に変遷を辿ると想定される。

重弧文軒平瓦には、これらの系列にのらない一群が確実に存在している。すなわち、顎面文様3をもつ四重弧文軒平瓦、顎面文様4をもつ二重弧文軒平瓦の2種類である。顎面文様3を持つ直線顎の四重弧文軒平瓦は、凸線の上端が丸みを帯び凹線の断面形がV字形の挽型を用いて重弧文を彫り、加えて平瓦部の凸面に同様の斜格子タタキ目を持つ点で三重弧文軒平と近い関係にある。顎面文様自体はヘラ状工具による施文から櫛歯状工具による施文へと変化し、加えて顎面文様にも異なる文様意匠が採用されている。この顎面文様の変化が軒平瓦製作にかかる技術系譜の相違を示すのか、文様の形式的変化を示すのかを決定することは難しいが、後述する均整唐草文軒平瓦や木葉文軒平瓦では、重弧文軒平瓦に見られたヘラ描きによる顎面文様1が継承されていることから、櫛歯状工具を用いた顎面施文はヘラ描きによる顎面文様とは技術系譜が異なっている可能性があることを指摘しておきたい。顎面文様4は、顎面文様3と同様に櫛歯状工具を用いて顎面文様を描いている。顎面文様3よりも顎面文様の簡略化が進んでおり、顎面文様3→顎面文様4と変化するものと想定される。櫛歯状工具を用いた顎面施文をもつ重弧文軒平瓦は腰浜廃寺跡や小浜代遺跡などに見られることから、この類の顎面文様は他の瓦工集団もしくはその影響を受けて成立した可能性を想定する必要がある。

以上のように、重弧文軒平瓦には顎面文様1を描いた四重弧文軒平瓦を主体とする系列と、三重弧文軒平瓦を主体とする2系列の軒平瓦が存在していると想定された。このうち最も古い時期に位置付けられたものは、共に均整の取れた顎面文様を描くという文様意匠を共有している点で、同時期に存在していた可能性が高いと見て良いであろう。これらの製品は時期が降るにつれて顎面文様の乱れが生じ、重弧文の施文具を変更させるという変遷を辿っているものの、この段階にも、前段階に存在していた2単位の瓦工集団は解消されることなく認めることができることから、重弧文軒平瓦の生産には一貫して2単位の瓦工集団が関与していたものと考えられる。

2) **木葉文軒平瓦の変遷** 木葉文軒平瓦の顎部は直線顎で、顎面にはへら状工具を用いて三角文を描いている。顎面には平行する3条の横線を挽き、これに左右に下がる斜線を組み合わせて三角文を描いている。斜線の交点は横線の位置と一致せず、竹管状工具を用いて円文を付している。これを木葉文軒平瓦顎面文様1とする。これと異なる顎面文様をもつ資料は、顎面に2条以上の横線を挽いて横位文様帯を造り、その内部に鋸歯文を描くものである。上段には横に並ぶ円文を置き、下段の横位文様帯には上下に並ぶ円文を付す。

**木葉文軒平瓦の変遷** 先述したように顎面には2種類の顎面文様が確認されている。ひとつは、重弧文軒平瓦に通じる文様で、他方はその文様が著しく簡略化されたものである。つまり顎面文様の変遷は木葉文軒平瓦Ⅰ類からⅡ類へと時間的な変遷を示していると理解して良い。

瓦当文様における変遷の検討は、本来範傷の進行に基づく検討が不可欠であるが、本資料は残存範囲が少なく範傷を認めることができないため、この点については将来の資料の増加を待つて決定したい。しかし、木葉文軒平瓦Ⅰ類の瓦当文様は盛り上がりも明瞭で、文様自体の表出もシャープであるのに対して、木葉文軒平瓦Ⅱ類は瓦当文様の端正さを失っている。従って、瓦当文様からも木葉文軒平瓦Ⅰ類が先行し、Ⅱ類が後出すると見ておきたい。

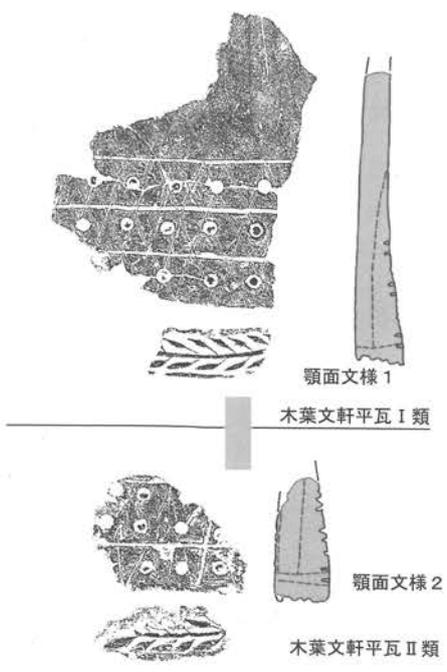


Fig75 木葉文軒平瓦変遷図

3) **偏行唐草文軒平瓦の変遷** 偏行唐草文軒平瓦については、先に佐川正敏氏による一連の研究がある。佐川氏は、郡山五番遺跡から出土した細弁蓮華文軒丸瓦（本報告の単弁細弁蓮華文軒丸瓦）と組み合う釣針文軒平瓦（本報告における偏行唐草文軒平瓦）の検討を通じて、その変遷過程を明らかにしている。その内容は、以下のとおりである（註56）。

偏行唐草文軒平瓦は瓦当文様の相違により4種類に分類され、最も古い時期のA-1類（本報告のⅠ類）は文様の配列が最も整い、A-2・6（泉廃寺跡Ⅱ類）とA-3～5類（泉廃寺跡Ⅲ類）の2者は文様の一部に乱れが生じ、最も文様が乱れたA-7・8類（泉廃寺跡Ⅳ類）に変遷するというものである。この指摘は、同じ瓦当文様をもつ泉廃寺跡出土資料を含めて検討されていることから、現段階ではこの佐川氏の見解に変わる見解を示すことはできない。従って、ここでも氏の提示する変遷に従って泉廃寺跡出土資料の先後関係を整理しておくこととする。

**瓦当文様の検討** 偏行唐草文軒平瓦に採用された瓦当文様には以下の4種類がある。

- I 類：左巻きの唐草文を上下2段に配列するもので、下段右隅の唐草文のみが右巻きとなっているため、結果的にはハート形となり、唐草文の間には珠文を持つ。
- II 類：右巻きにした唐草文を上下2段に配置するもので、下段の左隅の唐草文と上段右隅か

ら2単位目にある唐草文の2つが左巻きとなり、唐草文の所々に珠文をもつもの。

Ⅲ 類：右巻きの唐草文を上下2段に配列される点はⅡ類と酷似するが、下段右隅の2単位が左巻きで、更に珠文を失っているもの。

Ⅳ 類：右巻きの唐草文を上下2段に配列し、唐草文の間にハ字形、凸レンズ形の文様を加えているものである。

この4種の文様のうち、Ⅰ類は唐草文の配列と唐草文の形状が最も整っているのに対して、Ⅱ類では唐草文の配列が乱れ始めると共に、唐草文各単位の形状にも統一性が失われ始め、珠文も所々に配置されるようになる。Ⅲ類では、唐草文の形状と配列の乱れが進行し、珠文の表現を失っている点で、Ⅱ類に後出すると見られる。Ⅳ類は、唐草文配列の規則性が失われ、上段・下段ともに唐草文の傾き・配置の統一性が失われている。

**顎面文様の変遷** 偏行唐草文軒平瓦の顎面にはヘラ描きによる鋸歯文と竹管状工具による円文によって文様が描かれているものと素文のもの2種類がある。

**偏行唐草文軒平瓦の変遷** これまで見てきたように、偏行唐草文軒平瓦は、瓦当文様を創出する瓦範の型式学的な検討から、偏行唐草文軒平瓦Ⅰ類→Ⅱ類→Ⅲ類→Ⅳ類へと変遷すると考えられる。つまり、偏行唐草文軒平瓦Ⅰ類は瓦当文様の構成が最も整い、Ⅱ類・Ⅲ類・Ⅳ類と変化するにしたがって、瓦当文様の乱れが進行していると理解される。

この中で、偏行唐草文軒平瓦Ⅰ類には、直線顎で顎面施文をもつものと、段顎で顎面施文を持たない2種類が存在していることになるが、前者のもつ特徴は木葉文軒平瓦の構成

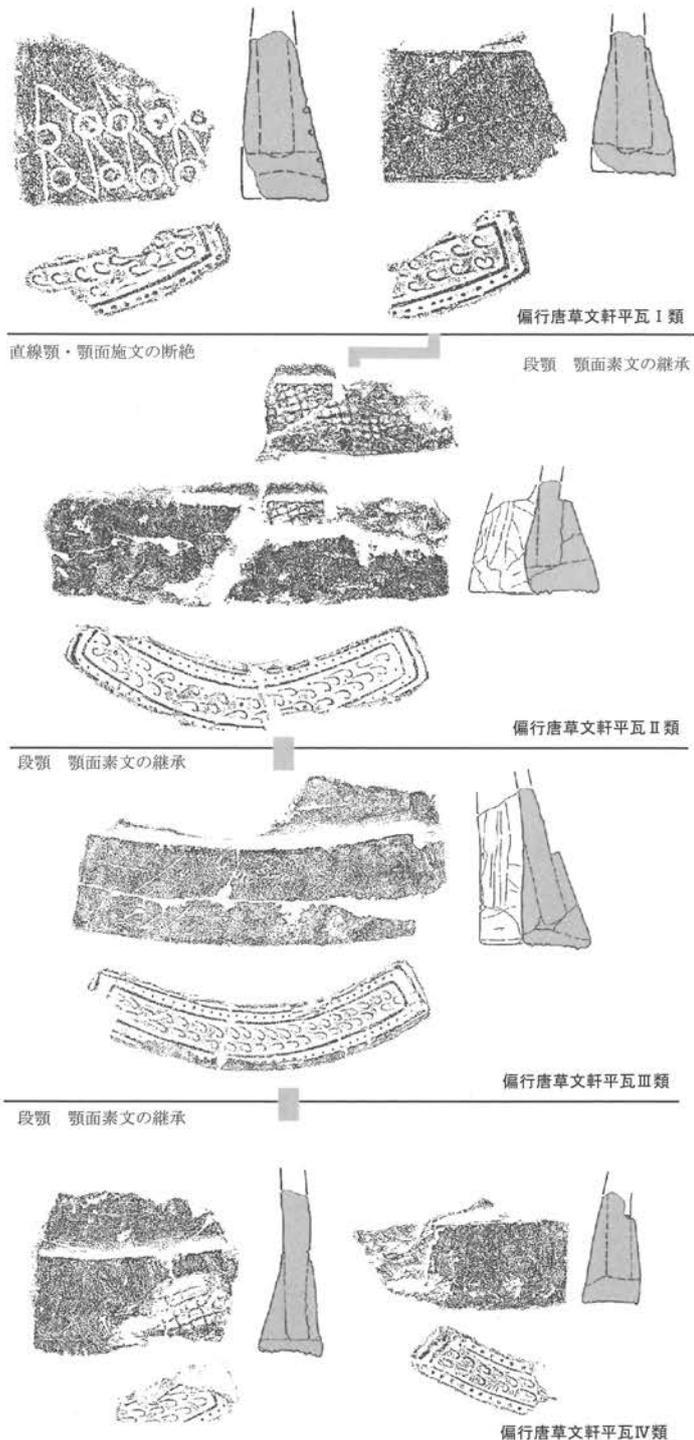


Fig 76 偏行唐草文軒平瓦の変遷

と類似していると指摘され、偏行唐草文軒平瓦Ⅰ類の顎面施文をもつ直線顎の資料は、先行する木葉文軒平瓦の顎部形状ならびに顎面施文が受容されているものと理解することが可能である。後者は素文で段顎であることから、従来までの泉廃寺跡の軒平瓦には見られなかった特徴である。

偏行唐草文軒平瓦Ⅰ類に含まれる2者の間には、時間的な前後関係が存在する可能性は残されているものの、両者は同一瓦範を用いて製作されているが、瓦当面の観察では範傷等の進行を追うことはできないことから、この2種類の偏行唐草文軒平瓦の間には大きな時間差を求めることは難しい。従って、偏行唐草文軒平瓦Ⅰ類を構成する2種類の軒平瓦はほぼ同時期に生産されていたと考えられる。

4) 均整唐草文軒平瓦の変遷 均整唐草文軒平瓦Ⅰ類とした資料の瓦当文様は、瓦当面周縁には内外区を分かち界線を配し、少なくとも外区の上区と下区には珠文を置いている。瓦当中央には中心飾を置き、ここから蔓を表した細い凸線が下垂しながら左右に向かって展開し、その先端に表現された蕾状の文様で止まる。この蕾状の文様からは上に向かって反転した別の蔓が延び、その先端にも蕾を置いている。瓦当文様は基本的にはこの文様が繰り返されて脇区まで延びるものと思われる。

均整唐草文軒平瓦Ⅱ類は、凸線により内外区に分け、少なくとも上区には珠文を置いている。瓦当文様は、均整唐草文軒平瓦Ⅰ類に見られた中心飾や蔓と蕾を表現の区別が曖昧となっている様子から、瓦当文様の簡略化が進んでいると理解され、瓦当文様は均整唐草文軒平瓦Ⅰ類→Ⅱ類へと変遷しているものと想定される。

顎面文様の変遷 顎面文様には2種類がある。顎面文様1は、連続する三角文と平行沈線文・

鋸歯文によって構成されている。瓦当縁付近には半截竹管状工具を用いて連続する山形文を描き、その下位にはヘラ状工具により3条の横線を挽いて上下2段の文様帯を作る。横位文様帯の各段には鋸歯文を充填し、その下には間隔を狭めた3条の横線を挽く。上段の連続山形文の谷部と三角文の内部に円形竹管文を付す。

顎面文様2は半截竹管状工具による連続山形文を創出し、ヘラ描きによる3条の平行沈線と、鋸歯文を組み合わせた文様を描いている。瓦当縁近くには間隔を空けて引かれた3条の平行沈線により上下2段の横位文様帯を造り、各段の内部に鋸歯文を充填する。上段文様帯では鋸歯文の頂点が最

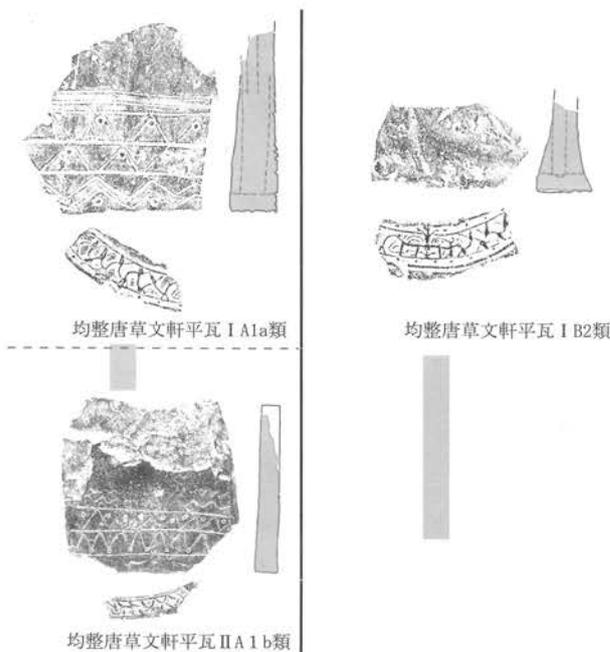


Fig77 均整唐草文軒平瓦の変遷

上段の横線に到達せず、横線と鋸歯文の間には竹管状工具により円形を付す。下段文様帯にも鋸歯文を充填するが、その施文は粗い。竹管状工具による円文は、三角文の底辺中央に配置され、そして文様帯の下には2条の波状文が描かれる。この2種類の顎面文様はその特徴から型式学的な変化が見られ、顎面文様1は文様構成の主要要素を備えているのに対して顎面文様2ではその要素の簡略化が進行していることは明らかである。従って、均整唐草文軒平瓦の顎面文様は1→2へと変化したと見て間違いない。

**均整唐草文軒平瓦の変遷** 先述した瓦当文様ならびに顎面文様の組み合わせを見ると、瓦当文様1と顎面施文1が組み合い、瓦当文様2と顎面文様2が組み合うと見て間違いない。すなわち、前者は瓦当文様が端正な瓦当文様を保持し、更に整った顎面文様を持っていることから、これが先行し後者は瓦当文様ならびに顎面文様の簡略が進んでいることから後出する様相が強いと見られる。なお、顎面に文様が施文されない資料が1点ある。これには均整唐草文軒平瓦I類の瓦当文様が見られることから、I類には顎面に文様を描かないものが加わると考えられる。

**5) 波状文軒平瓦の変遷** 波状文軒平瓦は、いずれもへら状工具を用いて波状文もしくは鋸歯文に近い形状の文様を描いている。へら描き文様は瓦当面と顎面の両面に施文されるものや、瓦当面のみに施文されるものがあり、その施文手法には多様性が認められる。

**瓦当文様の検討** 瓦当面に施文された文様には、瓦当面上辺・下辺に沿う沈線を挽き、それにへら状工具による鋸歯文を加えるものと、同様に瓦当面上辺と下辺に沿う沈線を挽き、その間に櫛歯状工具により波状文を描くもの、瓦当上辺・下辺に沿う沈線はなく、幅の狭い平行沈線により鋸歯文を描くもの、幅の広い平行沈線により波状文を描くものがある。

**顎面文様の検討** 顎面には顎面文様を持つものと持たないものがある。顎面文様をもつものは、平行する3条の沈線を挽き、それを縦断するへら描き鋸歯文を描くもの、2条の沈線にへら描き鋸歯文を組み合わせるもの、瓦当面と同様の平行沈線により波状文を描くものの3種がある。

**波状文軒平瓦の変遷** 波状文軒平瓦は瓦当文様ならびに顎面文様に多様性が認められ、その先後関係を決定することは困難であるが、瓦当面上辺・下辺に平行沈線を引き、その内部に鋸歯文を描くという手法は瓦当面を内区・外区に分かつという瓦当文様の構成を意識されたもので、瓦当面に平行沈線を描かないものは瓦当文様の攻勢が認識されなかった可能性が高い。

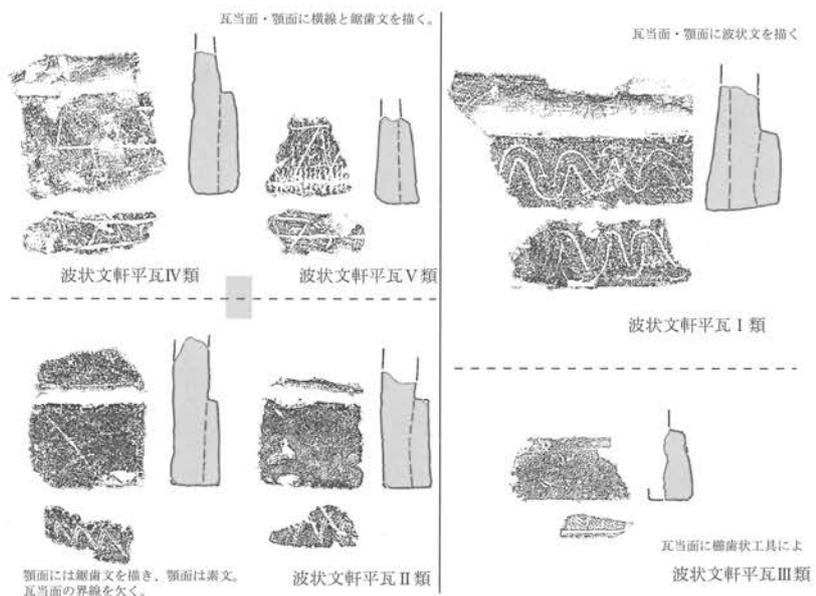


Fig78 波状文軒平瓦の変遷

### 第3項 軒先瓦の構造と変遷

この見解に従って、改めて顎面文様を見ると、瓦当面に内外区を分かち沈線が見られるものは、均整唐草文軒平瓦・木葉文軒平瓦・偏行唐草文軒平瓦に通じることから、界線を意識した沈線が見られる一群が古式の様相を示し、瓦当面には鋸歯文を描き、顎面には文様を描かないものが後出するものと位置付けておきたい。

これらの2種の波状文軒平瓦とは異なる文一群が存在する。それは瓦当面と顎面に平行沈線により波状文を描くものと、素文の顎面をもち瓦当面には櫛歯状工具による波状文を描くものである。前者は瓦当厚に差がある2点が出土しており、後者は1点の出土がある。今のところ、この2種の波状文軒平瓦の位置付けは不明である。

**6) 無文軒平瓦の変遷** 無文軒平瓦に分類された資料は4点がある。いずれも明瞭な顎部を有する顎部形態・顎面素文の資料である。分類上では顎部をもつⅠ類と、傾斜のある顎部を持つⅡ類の2種類に区分した。Ⅰ類は凸面に残るタタキ目の種類により3型式に細分がなされた。現段階では、これらの資料の先後関係を決定することはできないが、Ⅰ類の凸面に残るタタキ目は偏行唐草文軒平瓦の凸面にみられるものと近く、またⅡ類の顎部断面形ならびに胎土・焼成の状態が偏行唐草文軒平瓦に似る。ただし、タタキ目は縄タタキであり異なっている。

### 第3項 軒先瓦の構造と変遷

前項までにおいて泉廃寺跡の発掘調査で出土した瓦群に、表面採集で得られた資料を加えて、軒丸瓦・軒平瓦について検討してきた。その結果、軒丸瓦には5種、軒平瓦には6種の型式が存在しており、それぞれの瓦群が小さな変化を遂げながら泉廃寺跡に供給されていたことが判明した。ここでは、泉廃寺跡出土の軒先瓦の相対的な先後関係ならびにセット関係について検討を進めていくこととするが、まずは軒平瓦の変遷について検討を始める。なぜなら、軒平瓦は軒丸瓦に比べた場合、瓦当文様が大きく変化した場合でも、顎面文様や顎部形状などの細部が前段階の軒平瓦から継承される場合が多く、相対的な序列を把握しやすいからである。従って、まずは軒平瓦の構造変遷を検討したうえで、軒丸瓦の構造・変遷を検討するといった手順をとることとする。

・**軒平瓦の変遷** 泉廃寺跡から出土した軒平瓦を見ると、ロクロの回転を利用して瓦当文様を描いた重弧文軒平瓦と、瓦範を用いて瓦当文様を描く木葉文軒平瓦・均整唐草文軒平瓦・偏行唐草文軒平瓦、そして波状文軒平瓦・無文軒平瓦に区分された。対極的に見れば、ロクロ挽き重弧文が瓦範を用いた軒平瓦よりも古いと見て大過ないであろう。

ロクロ挽き重弧文軒平瓦は二重弧文・三重弧文・四重弧文・五重弧文の4種に区分され、さらに顎面文様の構成・顎部の形状・重弧文施文具の種類により細別されている。このうち、最も古い時期に位置付けられるものが三重弧文軒平瓦と四重弧文軒平瓦である。いずれも均整のとれた顎面文様を採用している点で共通しているが、顎部の形状を見ると三重弧文軒平瓦は直

線顎、四重弧文軒平瓦は直線顎と曲線顎を採用している。このうち四重弧文軒平瓦で直線顎のものは一貫して均整のとれた顎面文様を描いているが、曲線顎のものは徐々に顎面文様が乱れるという変化を辿り、更に直線顎の三重弧文は顎面文様の均整が乱れるとともに瓦当文様の施文具が変更されるという変遷を辿っている。

このような変遷を辿る重弧文軒平瓦に後出する可能性の高いものが木葉文軒平瓦である。木葉文軒平瓦は瓦範を用いて木葉文を瓦当文様とするもので、半包み込み技法とも呼べる技法を用いて製作されている。この点では先行する重弧文軒平瓦との間には明らかな相違が認められるものの、顎部の形状に直線顎を採用し、加えて顎面の文様が三重弧文軒平瓦と類似すること、そして凸面のタタキ目が大振りな斜格子タタキ目を持っているという点で共通点が多い。従って、三重弧文軒平瓦→木葉文軒平瓦へと変遷したものと理解される。この視点で三重弧文軒平瓦と木葉文軒平瓦の顎部を見ると、ともに平瓦の広端部凸面に断面が三角形になる粘土帯を付加している様子が認められ、製作技法の点でもこの両者が近い関係にあると言える。

一方、四重弧文軒平瓦・五重弧文軒平瓦に後続すると考えているのが均整唐草文軒平瓦である。均整唐草文軒平瓦は瓦当粘土の裏面に平瓦の先端をあて、凸面・凹面の両面から接合粘土を加えて接合を図る「包み込み技法」により製作されている。更に顎面の文様には半截竹管状工具とヘラ状工具、そして竹管状工具を用いた文様を描いており、この点では先行する重弧文軒平瓦との間には大きな断絶が認められるが、均整唐草文軒平瓦は後述する偏行唐草文軒平瓦よりも古相を示すことから、重弧文軒平瓦に後出する可能性が高いと言える。瓦当文様を見ると、端正な瓦当文様を創出しているⅠ類と、その文様が退化したⅡ類に大別され、更にこの瓦当文様の変化と連動する形で顎面文様も簡略化が進んでいる。つまり、均整唐草文軒平瓦には明らかに古相と新相の2時期分の製品が存在しており、ここに時間差が想定されよう。古相のⅠ類には顎面文様ならびに顎部形状の相違により直線顎で顎面文様を伴うⅠA1a類と顎面文様を伴わないⅠB2類の2種類の製品が含まれていることも明らかである。ⅠA1a類は直線顎で均整の取れた顎面文様を持つ点で四重弧文軒平瓦ⅡA1類の影響がうかがえ、一方顎面文様を伴わないⅠB2類は曲線顎であると言う点が四重弧文軒平瓦・五重弧文軒平瓦のⅡB1b類に近い。これらの均整唐草文軒平瓦を構成する要素の萌芽は、いずれも重弧文軒平瓦の中に求めることが可能であり、重弧文軒平瓦から均整唐草文軒平瓦への変遷を想定しても良いであろう。

この均整唐草文軒平瓦と木葉文軒平瓦に後出すると考えられる軒平瓦が偏行唐草文軒平瓦である。偏行唐草文軒平瓦は均整唐草文軒平瓦の段階で導入された包み込み技法を強く継承している点で、この両者は密接な関係にあったことは確実である。

偏行唐草文軒平瓦は瓦範の相違から4種類が存在していることが明らかであるが、これらは瓦当文様の型式学的な変遷からその先後関係が確定している。最も古相を示すⅠ類には、顎部形状・顎面文様の有無からⅠA類とⅠB類の2種類が存在しているが、ⅠA類は均整唐草文軒平瓦Ⅱ類の顎面文様が更に簡略化されたものと見られ、顎面文様が伴わず段顎となる偏行唐草文軒丸瓦ⅠB類は均整唐草文軒平瓦ⅠB類の影響のもとに製作された可能性が高い。つまり偏行唐草文軒平瓦のなかで古相を示すものは、いずれも均整唐草文軒平瓦との影響を受けているもの

### 第3項 軒先瓦の構造と変遷

と理解され、均整唐草文軒平瓦→偏行唐草文軒平瓦への序列を想定しておきたい。

偏行唐草文軒平瓦が生産される段階には、従来の軒平瓦には見られなかったいくつかの要素を認めることが可能である。すなわち、平瓦部凸面のタタキ目が斜格子タタキから格子タタキに変更され、さらに顎部に段を有する段顎が採用されるという点である。この点で次に述べる波状文軒平瓦と無文軒平瓦の2者は偏行唐草文軒平瓦よりも古くなることはないと考えている。

無文軒平瓦は顎部に段を有する形態の軒平瓦である。顎部に1枚ないしは2枚程度の粘土帯を付加して顎部を形成させている。平瓦部の凸面には格子タタキ目が見られることから、偏行唐草文軒平瓦の製作手法と近い関係にあるが、凹面には布目の綴じ合わせや側板圧痕等の桶型の存在を示す痕跡が認められず、また凸面の叩き目に、いわゆる叩きしめの円弧が見られないことから一枚作りで製作された可能性もある。従って無文軒平瓦は偏行唐草文軒平瓦に後出する要素が強いと指摘することができる。

波状文軒平瓦は平瓦凸面に縄タタキ目を残しており、この点で偏行唐草文軒平瓦や木葉文軒平瓦の製作手法とは大きな相違が認められる。しかし、泉廃寺跡から出土する平瓦の中で縄タタキ目を残す資料はいずれも粘土板桶巻き造りで製作されていることから、縄タタキ目を残す波状文軒平瓦の平瓦部も粘土板桶巻き造りで製作されていた可能性が高い。また瓦当文様ならびに顎面施文にはバリエーションが見られるが、このうち波状文軒平瓦IV類・V類の2者は瓦当文様として瓦当面周縁に界線状の沈線を挽き、その内部に波状文もしくは鋸歯文を描いている。つまりこの種の軒平瓦は偏行唐草文軒平瓦や均整唐草文軒平瓦に見られた瓦当文様を構成する要素が痕跡的に残されていると理解することも可能であり、この見解に従えば、波状文軒平瓦は無文軒平瓦よりも古相に位置付けても良いと思われる。

以上のような検討によれば、泉廃寺跡から出土した軒平瓦のうち最も古相、つまり創建段階に位置付けられるものがロクロ挽き重弧文軒平瓦ということになる。これらの重弧文の生産に関与した瓦工集団は、次の木葉文軒平瓦ならびに均整唐草文軒平瓦の生産にあたって、従来の顎面文様や顎部形状を保持しながらも、均整唐草文や木葉文という瓦範を使用し、半包み込み技法や包み込み技法という技術を受容する形で瓦群の生産に当たったものと理解されよう。この2種類の軒平瓦に後出する偏行唐草文軒平瓦は包み込み技法を継承しながらも、古い時期には伝統的な顎面文様を受容するものと、新たに段顎となる軒平瓦を生産しているが、これらは徐々に素文で段顎という形態に統一が図られるようになり、以後の波状文軒平瓦や無文軒平瓦へと変遷するものと理解される。

・**軒丸瓦の構造と変遷** 泉廃寺跡から出土した軒丸瓦各群は、それぞれが異なる文様意匠をもち、前後する時期の軒丸瓦の影響を受けることなく展開しているため、瓦当文様の検討だけでは軒丸瓦各群の先後関係を明らかにすることは難しい状況にある。ここでは軒丸瓦の変遷を述べていくが、その先後関係の把握はセットになる軒平瓦の変遷に検討に抛るところが大きい。その内容は第4項で詳述したい。

出土した軒丸瓦で最も古い時期に位置付けられるのが植物文軒丸瓦である。植物文軒丸瓦は泉廃寺跡から出土する軒丸瓦の中でも最も出土量が多く、この瓦をもって建物の造営が開始さ

れたと考えて間違いはないであろう。植物文軒丸瓦は花葉文軒丸瓦と花文軒丸瓦の2種類が含まれていることは先に述べたとおりであるが、その先後関係は花文軒丸瓦の文様が花葉文軒丸瓦の花文もしくは葉文のいずれかを抽出することで成立したものと考えられることから、花葉文軒丸瓦が古く花文軒丸瓦が新しいと理解して良い。

この花葉文軒丸瓦と花文軒丸瓦の2種の軒丸瓦で構成される植物文軒平瓦に後出すると考えられるのが、単弁細弁蓮華文軒丸瓦である。単弁細弁蓮華文軒丸瓦はI類とII類に細別されて捉えられているが、その変遷は瓦当文様を構成する蓮子・中房・弁形・間弁・内外区外縁の文様要素の検討によりI類→II類へと変遷することが判明している。

単弁細弁蓮華文軒丸瓦の2種に後続するものが、有蕊弁蓮華文軒丸瓦である。有蕊弁蓮華文軒丸瓦は3種類に細別されることが判明した。有蕊弁蓮華文軒丸瓦のなかで最も先行するものがI類である。有蕊弁蓮華文軒丸瓦I類は内外区を分かち圏線をもち、弁端の切れ込み表現や間弁痕跡を残すなど、比較的古相の様相が強い。これに後続する有蕊弁蓮華文軒丸瓦II類・III類の2種類のうち、II類は圏線や間弁痕跡などのI類を特徴付ける文様要素を失っていることから後出することは明らかでありI類→II類への変遷は間違いがない。III類は蓮弁内部の蕊表現が2本となっており、I類・II類とは異なる文様構成を持っている。しかし、内外区を分かち圏線表現は保持されていることから、I類の瓦当文様に新たな要素が加わって成立した可能性を指摘した。その位置付けは有蕊弁蓮華文軒丸瓦II類に併行する時期か、やや古くなる可能性もある。

このほかに素弁蓮華文軒丸瓦2種、単弁蓮華文軒丸瓦1種の出土がある。前者は町池地区と町地区から出土し、後者は館前地区から出土している。現段階では素弁蓮華文軒丸瓦と単弁蓮華文軒丸瓦の2種を位置付けるのは困難である。しかし、素弁蓮華文軒平瓦は館前地区からは出土せず、館院・運河関連施設が造営された町池地区や町地区から出土していることから、均整唐草文軒平瓦にともなう可能性が高い、単弁蓮華文軒丸瓦は郡山廃寺跡出土例に類似していることなど、この軒丸瓦がもつ意義は高い。

さて、単弁蓮華文軒丸瓦は蓮弁の弁端が尖る形態を示し、その内部に肉厚で大振りの子葉が表現されている。周縁・中房などの軒丸瓦を構成する主要要素の大部分が失われているため、他の遺跡から出土する単弁蓮華文軒丸瓦との比較が困難であり、その位置付けも慎重にならざるを得ないが、蓮弁の形状が仙台郡山遺跡付属寺院である郡山廃寺跡や多賀城創建にかかる重弁蓮華文軒丸瓦との間に類似点が見出される。この点については後にまた触れよう。

#### 第4項 軒先瓦の組み合わせの検討

第3項では軒丸瓦・軒平瓦それぞれの変遷について述べてきた。ここでは、軒丸瓦・軒平瓦のセット関係について触れておくこととする。本来、軒丸瓦と軒平瓦のセット関係を論じるためには、重複する遺構や整地層などのように層位的な検討に基づいて検討すべきであろうが、泉廃寺跡から出土した瓦群の大部分は確実な層位関係を保持して出土したものは少ない。従っ

#### 第4項 軒先瓦の組み合わせの検討

てここでは型式学的な変遷を重視して、軒丸瓦と軒平瓦の組み合わせを検討したい。

まず、軒丸瓦と軒平瓦のセット関係が明らかなものとしては、単弁細弁軒丸瓦と偏行唐草文軒平瓦のセットがある。この一群は、標葉郡家とされる双葉町郡山五番遺跡からの出土により①郡山五番遺跡出土軒丸瓦のF類 + 軒平瓦A-1、②軒丸瓦H類 + 軒平瓦A-2・6、③軒丸瓦H類 + A-3～5、④軒丸瓦G類 + A-7・8の合計4通りの組み合わせがあることが判明している。この組み合わせに従えば、泉廃寺跡出土単弁細弁蓮華文軒丸瓦I類は偏行唐草文軒平瓦IA類・IB類と組み合わせることとなり、単弁細弁軒丸瓦II類は偏行唐草文軒丸瓦II類・III類とセットになると考えて良い。ただし泉廃寺跡では郡山五番遺跡G類は出土していないため、偏行唐草文軒平瓦IV類に伴う軒丸瓦については保留しておきたい。

単弁細弁蓮華文軒丸瓦よりも古い段階に位置付けられた資料には、軒丸瓦では植物文軒丸瓦、軒平瓦では重弧文軒平瓦・木葉文軒平瓦・均整唐草文軒平瓦の3種がある。

植物文軒丸瓦は、I類の花葉文軒丸瓦とII～VI類の花文軒丸瓦があり、この植物文軒丸瓦は、花葉文軒丸瓦が古く花文軒丸瓦が新しいと捉えている。つまり、花葉文軒丸瓦（植物文軒丸瓦I類）→花文軒丸瓦（植物文軒丸瓦II～VI類）→単弁細弁蓮華文軒丸瓦という先後関係が想定される。これに対して重弧文軒平瓦・木葉文軒平瓦・均整唐草文軒平瓦の3種は重弧文軒平瓦が最も古く、木葉文軒平瓦と均整唐草文軒平瓦はともに重弧文軒平瓦の直後の段階に位置づけがなされた。つまり重弧文軒平瓦→木葉文軒平瓦・均整唐草文軒平瓦→偏行唐草文軒平瓦の変遷が想定されることになる。

このように見ると、軒丸瓦・軒平瓦の中で最も古い時期に位置付けられるものには、花葉文軒丸瓦（植物文軒丸瓦I類）と重弧文軒平瓦があり、これらは創建段階におけるセット関係を有していたと理解することが可能である。しかも、花葉文軒丸瓦と重弧文軒平瓦の出土量と他の型式の軒先瓦の出土量と比較した場合、前者の出土量が後者の出土量を超えており、その点でも花葉文軒丸瓦と重弧文軒平瓦がセット関係を有した創建瓦と想定することが可能である。

花葉文軒丸瓦に後出する花文軒丸瓦（植物文軒丸瓦II～VI類）には、均整唐草文軒平瓦と木葉文軒平瓦のいずれかがともなっていた可能性が高いと見ている。花文軒丸瓦と木葉文軒平瓦の2者はともに館前地区からの出土が認められており、しかも藤木氏が花文軒丸瓦と木葉文軒平瓦の瓦当文様は、花葉文軒丸瓦の花文と葉文を軒丸瓦と軒平瓦の瓦当文様に分離させることで成立したと想定するように（註57）、花文軒丸瓦と木葉文軒平瓦は不可分な関係にあった可能性が高く、花文軒丸瓦III・IV類と木葉文軒平瓦I類、花文軒丸瓦II・V類と木葉文軒平瓦II類がセット関係にあったものと理解しておきたい。

では、木葉文軒平瓦と同時期に位置付けられた均整唐草文軒平瓦は、どの軒丸瓦とセット関係を有していたのであろうか。均整唐草文軒平瓦は館前地区からは出土せず、花文軒丸瓦も町池地区からは出土していないことから花文軒丸瓦とのセット関係を想定することには躊躇せざるを得ない。出土地点の関係を重視するならば、町池地区から出土した素弁蓮華文軒丸瓦II類が均整唐草文軒平瓦に伴う軒丸瓦の有力候補となろう。

軒丸瓦の中で最も後出する時期に成立したと位置付けた有蕊弁蓮華文軒丸瓦は、3種類が出

土しているが、この瓦群は軟質に焼成されていることを特徴とする。また、同一系譜上に位置付けられる植松廃寺跡や腰浜廃寺跡から出土する有蕊弁蓮華文軒平瓦は、軒丸瓦の瓦当文様や軒平瓦の瓦当に見られた文様と共通する意匠をもつ押型により顎面施文が行われているが（註58）、泉廃寺跡からはこのような特徴をもつ軒平瓦は出土していない。従って、泉廃寺跡から出土する有蕊弁蓮華文軒丸瓦には、明確な文様をもつ軒平瓦は伴わなかった可能性が高く、平瓦等でまかなわれていた可能性を想定しておく必要がある。

ここまでの検討で、まだ軒丸瓦と軒平瓦のセット関係が判明していない資料には、単弁蓮華文軒丸瓦・素弁蓮華文軒丸瓦Ⅰ類、無文軒平瓦・波状文軒平瓦がある。

単弁蓮華文軒丸瓦は、先に仙台郡山遺跡出土の重弁蓮華文軒丸瓦と多賀城114の重弁蓮華文軒丸瓦との共通点が見られることを指摘した。仙台郡山遺跡出土の重弁蓮華文軒丸瓦は段顎をもつ二重弧文軒平瓦とセット関係にあり（註59）、多賀城跡114は手挽き重弧文軒平瓦である二重弧文軒平瓦511とのセット関係が確定している（註60）。多賀城511は段顎である。つまり、仙台郡山遺跡と多賀城跡114の重弁蓮華文軒丸瓦は段顎の二重弧文軒平瓦と組み合わせるものと理解されるが、泉廃寺跡出土の軒平瓦には段顎の三重弧文軒平瓦は出土していないため、単弁蓮華文軒丸瓦にともなう軒平瓦については現在のところ不明であると言わざるを得ない。しかし、仙台郡山遺跡や多賀城創建にかかる重弁蓮華文軒丸瓦は、7世紀末から8世紀初頭に位置づけがなされている（註61）。この年代観に基づけば、泉廃寺跡創建段階の重弧文軒平瓦のいずれかと組み合わせる可能性が高いであろう。

素弁蓮華文軒丸瓦Ⅰ類は、間弁に珠文を置くことを特徴とする軒丸瓦であるが、出土資料の中で、本軒丸瓦とセットになる軒平瓦を想定することは難しい。しかし、この型式の軒丸瓦は郡山五番遺跡からの出土が確認されている。郡山五番遺跡出土軒丸瓦のB類である。これまで述べてきたように標葉郡家と推定される郡山五番遺跡と行方郡家である泉廃寺跡ではともに共有される軒丸瓦と軒平瓦がある。その代表的なものが単弁細弁蓮華文軒丸瓦と偏行唐草文軒平瓦のセットであるが、このほかに木葉文軒平瓦や重弧文軒平瓦・波状文軒平瓦も郡を越えた形で供給がなされている。郡山五番遺跡の報文では、これらの瓦群のセット関係までは論及がなされていないため不明な点も多くあるが、泉廃寺跡では偏行唐草文軒平瓦は単弁細弁蓮華文軒丸瓦とのセット関係にあり、重弧文軒平瓦は花葉文軒丸瓦とのセット関係にある。そして木葉文軒平瓦は花文軒丸瓦とのセット関係にあると想定されたため、軒丸瓦と軒平瓦のセット関係が未解決なものには素弁蓮華文軒丸瓦Ⅰ類と波状文軒平瓦が残される形となる。従ってここでは素弁蓮華文軒丸瓦と波状文軒平瓦がセット関係にあったということを一案として提示しておきたい。

最後に無文軒丸瓦はどの軒丸瓦とセットになるのであろうか。現段階では無文軒丸瓦と確実にセット関係を有する軒丸瓦は見られない。しかし、無文軒平瓦の凸面に見られた格子タタキ目は、偏行唐草文軒平瓦のタタキ目と酷似していることから、無文軒平瓦は偏行唐草文軒平瓦に近い時期に用いられたと想定し、単弁細弁蓮華文軒丸瓦とのセットとなる偏行唐草文軒平瓦の補修瓦であったと考えておきたい。

第4項 軒先瓦の組み合わせの検討

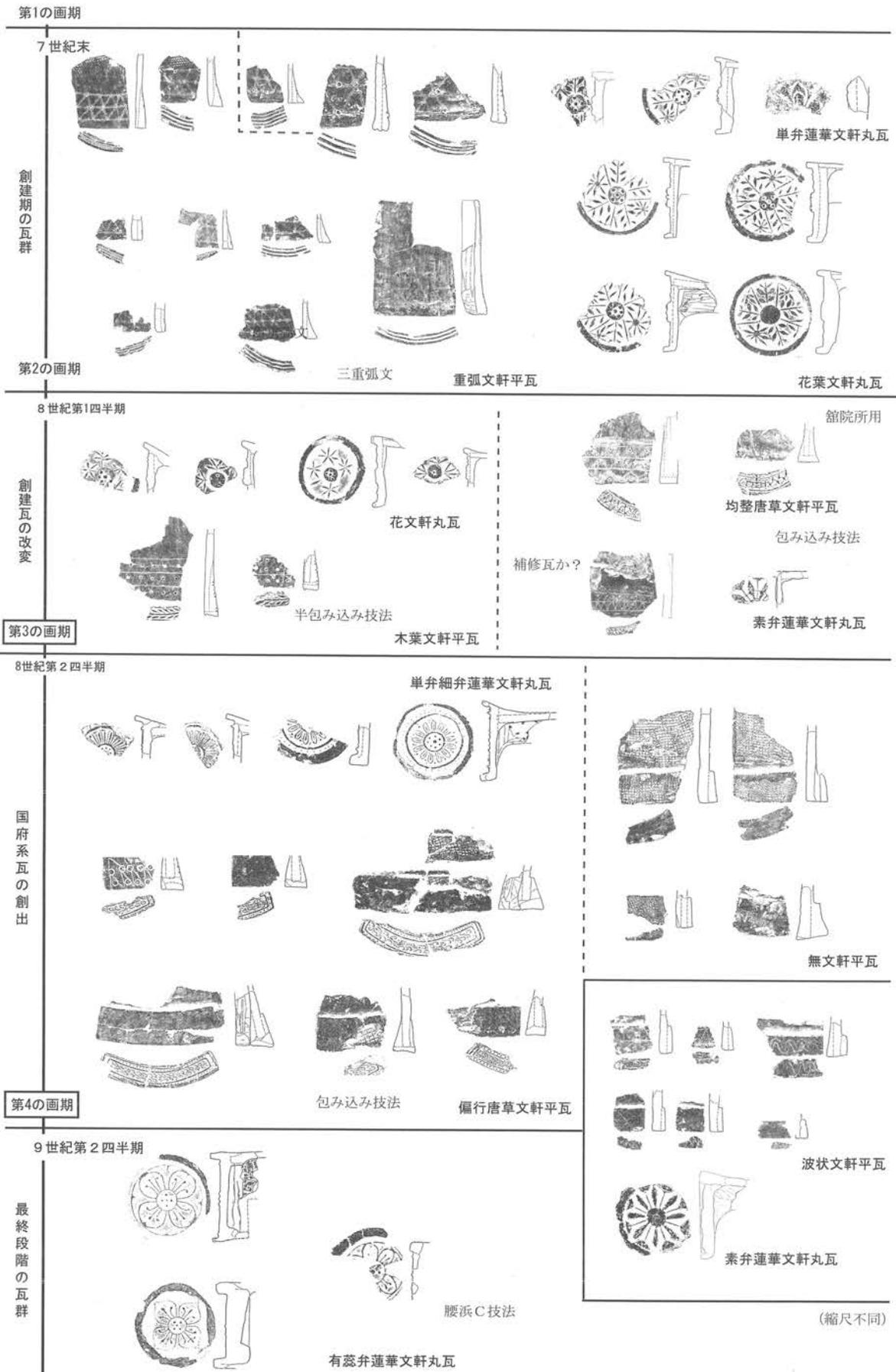


Fig79 軒先瓦の構成